

4月24日
新世紀JA研究会

食料・農業・農村基本法改正と JAグループの取り組みについて



令和6年4月
全国農業協同組合中央会

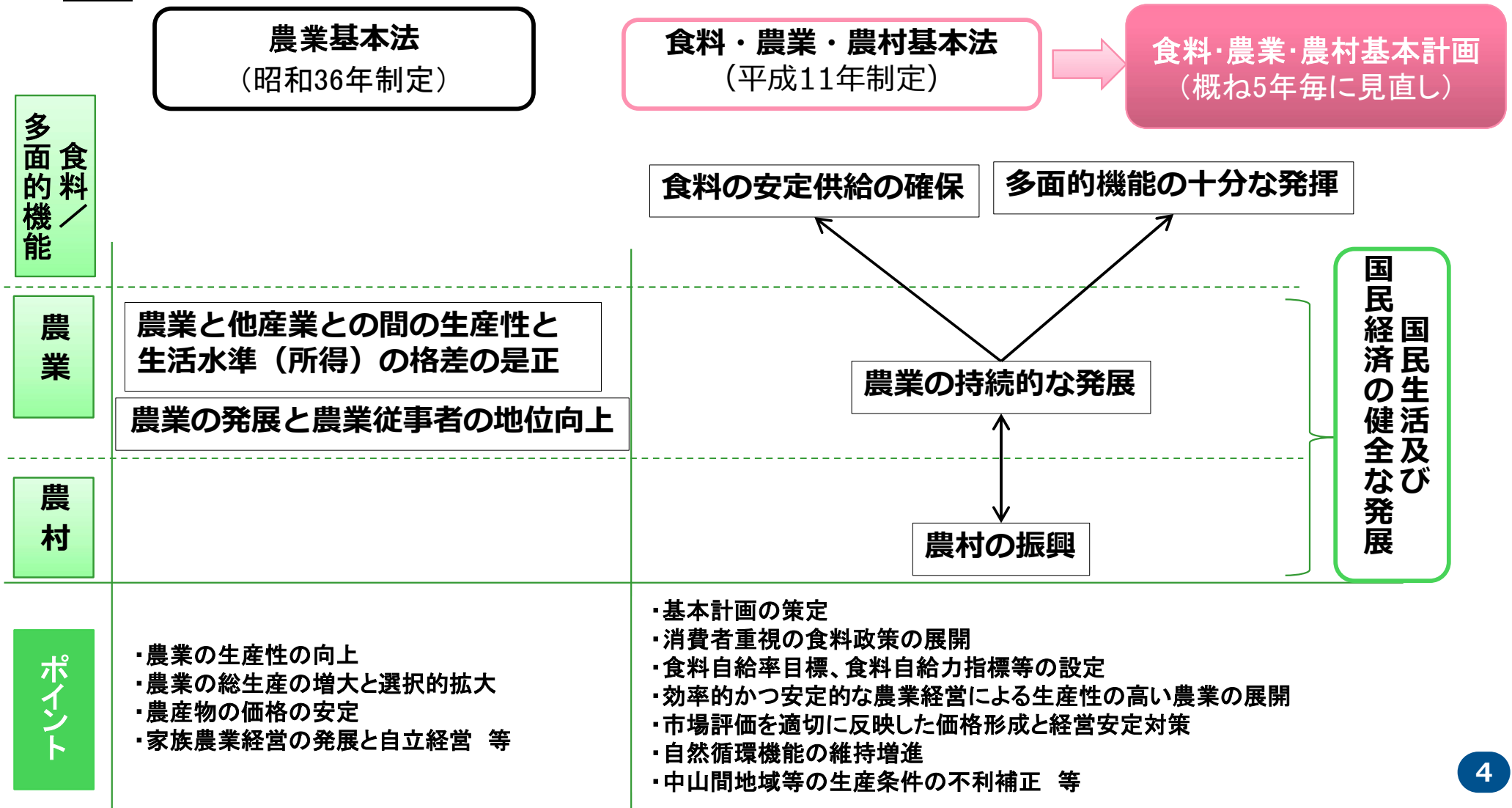
《 目 次 》

I . 食料・農業・農村基本法改正案について	3
食料・農業・農村基本法見直しをめぐる動向	4
基本法見直しに関するJAグループの要請内容と反映状況	6
食料供給困難事態対策法案の概要	19
農地関連改正法案の概要	20
II . 令和6年農政対策の見通しと取り組みについて	24
III . 令和6年度JAグループ政策提案(素案)〈抜粋〉について	28

I . 食料・農業・農村基本法 改正案について

食料・農業・農村基本法見直しをめぐる動向

- 食料・農業・農村基本法(以下、現行基本法)の制定から四半世紀が経過し、わが国の食料・農業・農村は制定時には想定していなかった、または想定を超えた情勢の変化や課題に直面。
- 具体的には、①世界的な人口増加に伴う食料争奪の激化、気候変動による食料生産の不安定化に起因する食料安全保障上のリスクの高まり、②地球温暖化、生物多様性等、環境の持続可能性に配慮した取組への関心の高まり、③農業者の急減等による食料供給を支える力への懸念等、大きな歴史的転換点に立っている。



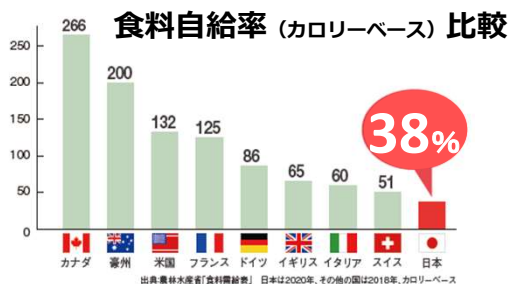
食料・農業・農村基本法見直しをめぐる動向

「食」を「農」をとりまく5つのリスクと食料・農業・農村を取り巻く環境変化



食料自給率の低迷
食料の多くを輸入に頼り続けている

- 日本の食料自給率は38%（令和3年度）。長期にわたり低迷。
- 食料・農業・農村基本計画での目標値は、令和12年度で45%。




自然災害の多発
世界と日本の農業が多くの災害に直撃される

- 異常気象は世界的に発生。
- 日本でも自然災害が回数・被害額とも増加。令和2年度の農林水産関係被害額は2,473億円。



国際化の進展
輸入増加で食料自給率低下の可能性もある

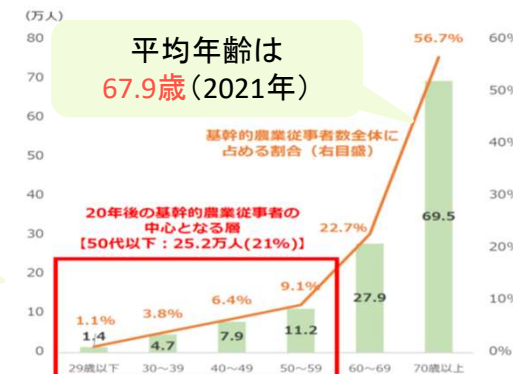
- TPP11、日米貿易協定など、国際化は急速に進展。
- 日本は世界1位輸入依存度が高い。
- 日本の経済的地位低下等もあり、買い負けが懸念。



農業生産基盤の弱体化
農家の減少と高齢化、農地の減少が進む

基幹的従業者数は
1998年241万人
↓
2022年123万人

- 農業就業人口は年約8.5万人のペースで減少。新規就農者は年約5万人程度。
- 平均年齢も平成の30年間で10歳高齢化。



資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2021年、2022年）
注：基幹的従業者とは、15歳以上の世帯員のうち、5人仕事として主に自家農業に従事している者（雇用者は含まない）。



世界的な人口増加
世界の人口増加で食料不足が懸念される

- 世界の人口は今後も増加し、2050年には97億人まで増加予測。
- 2010年から2050までの40年間で世界が必要とする食料は約1.7倍に増加予測。

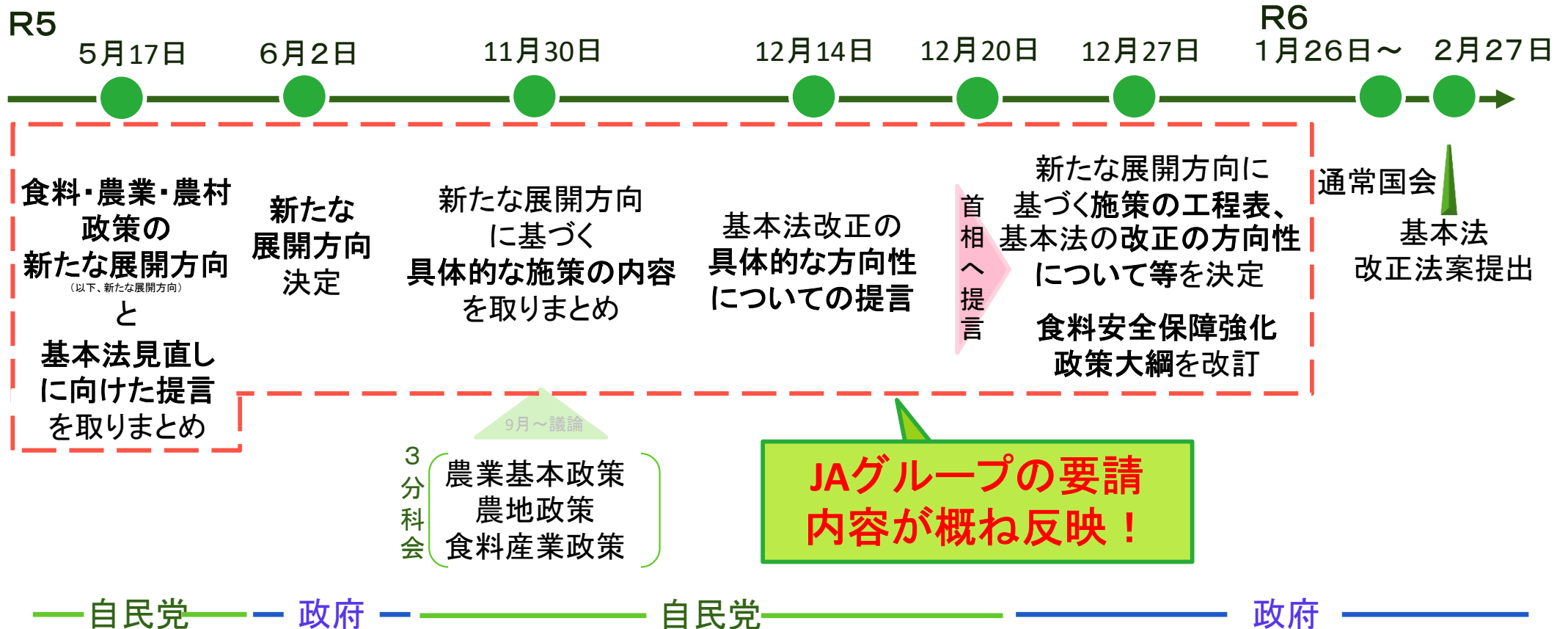
＋ 新型コロナ ＋ ウクライナ情勢

いつでも、自由に、好きなだけ輸入できる時代ではない。JAグループは食料安全保障の強化を重点課題として、基本法の見直しに向け、政府・与党に要請運動を展開してきた！5

食料・農業・農村基本法見直しをめぐる動向

食料・農業・農村基本法改正を巡る動向

- 政府は、自民党の提言や農水省の検証等を踏まえ、令和6年2月27日に、食料・農業・農村基本法の改正法案(関連法案含む)を閣議決定し、国会に提出。また、与野党は同法案を「重要広範議案※」に指定し、3月26日の衆議院本会議で審議入りした
- なお、これまでのJAグループの働きかけ等により、改正法案は、JAグループの要請内容が概ね反映されている。



※ 重要広範議案は2000年の通常国会で始まった仕組みで、通常国会で4件を目安に指定される。本会議で首相同席のもと趣旨説明・質疑を行うほか、委員会でも20時間以上の審議を行うことが慣例になっている。農水省所管の法案では、2015年の農協法改正以来の4例目。

基本法見直しに関するJAグループの要請内容と反映状況

条文への反映状況①～食料安全保障の強化

JAグループの要請概要

- ①基本法の目的に平時の食料安全保障の強化を明確に位置付けること
- ②食料安全保障の状況を適切かつ定期的に評価する仕組みを具体化すること
- ③不測時の食料安全保障法案（新法）を整備すること
- ④国内生産の増大を中心に取り組むことを基本法において強調すること

条文案 反映内容

 条・項の新設！

- ①【第一条（目的）】に、「食料安全保障の確保」等の基本理念を定める旨明記！

☞さらに、第二条では、食料安全保障を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れる状態」と定義

- ②基本計画に食料自給率の他食料安保の確保に関する事項を目標に掲げ、少なくとも毎年1回の目標達成状況を調査し、結果を公表する旨明記！【第十七条 第3項】

- ③政府は『食料供給困難事態対策法案』を令和6年通常国会に提出！

- ④【第二条（食料安全保障の確保）】2項に「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし」と改めて明記！また、農業生産の基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要である旨明記！

【第二条 第4項】

基本法見直しに関するJAグループの要請内容と反映状況

条文への反映状況①～食料安全保障の強化

《関連する条文案（令和6年2月13日：自民党総合農林政策調査会等合同会議）

【第一条(目的)】

- ・ この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、食料安全保障の確保等の基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、(後略)。

【第二条(食料安全保障の確保)1、2、4】

- ・ 食料については、(中略)、将来にわたって、食料安全保障(良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態をいう。以下同じ。)の確保が図られなければならない。
- ・ 国民に対する食料の安定的な供給については、(中略)国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、(後略)。
- ・ 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、(中略)I農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。

【第十七条(食料・農業・農村基本計画)】

- ・ 食料安全保障の動向に関する事項
- ・ 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標
- ・ 前項第三号(食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項)の目標は、食料自給率の向上その他食料安全保障の確保が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- ・ 政府は、少なくとも毎年1回、第2項第3号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

【第二十四条(不測時における措置)】

- ・ 国は、凶作、輸入の減少等の不測の要因により国内の食料の供給が不足し(中略)これらの事態が発生するおそれがあると認めるときから、関係行政機関相互間の連携の強化を図るとともに、備蓄する食料の供給、食料の輸入の拡大その他必要な施策を講ずるものとする。

基本法見直しに関するＪＡグループの要請内容と反映状況

条文への反映状況②～適正な価格形成

ＪＡグループの要請概要

- ① 「農業の再生産に配慮した適正な価格」とすること
- ② 適正な価格形成の仕組みについて、早急に具体化をはかること
- ③ 「食料自給率の向上」に向けた消費者の努力を基本法に明記すること

条文案 反映内容

条・項の新設！

- ① 「持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない」と明記！【第二条 第5項】
- ② 食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解増進と合理的な費用の明確化の促進その他必要な施策を講ずる旨明記！【第二十三条】
- ③ 消費者の役割として、「食料の持続的な供給に資する物の選択に努めること」によって、食料の持続的な供給に寄与」と明記！【第十四条】

基本法見直しに関するJAグループの要請内容と反映状況

条文への反映状況②～適正な価格形成

《関連する条文案（R6年2月13日：自民党総合農林政策調査会等合同会議）

【第二条(食料安全保障の確保)5】

・ 食料の合理的な価格形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム(食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。)の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。

【第二十三条(食料の持続的な供給に要する費用の考慮)】

・ 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

【第十一条(事業者の努力)】

・ 食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

【第十四条(消費者の役割)】

・ 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果すものとする。

参考 適正な価格形成に関する協議会

- 1) 農林水産省は8月29日に「適正な価格形成に関する協議会」を設置。
- 2) 協議会では、生産から消費に至る食料システムの各段階の関係者が協議し、**関係者の理解醸成を図るとともに、取引の実態・課題等をふまえ、食料システム全体で適正な取引が推進される仕組みのを検討。**4月5日の**第4回協議会**では、**仕組みづくり（法制化）に向けた協議継続を確認。**
- 3) 委員として、JAグループからはJA全中馬場専務、JA全農斎藤常務が出席。
- 4) 協議会と並行して、**飲用牛乳WG、豆腐・納豆WGの2つのPTを設置。**

【第1回適正な価格形成に関する協議会

JA全中 馬場専務 発言要旨 8月29日】



- 安い農畜産物、生産資材をいくらでも輸入できる時代はすでに過去のものとなったことを前提に議論することが必要。
- 我が国の農業者は、現在、生産コストの高騰、高止まりに直面する一方で、農畜産物の価格低迷で苦しんでいる。「再生産可能な価格」による安定供給も目指すべき。
- 適正な価格形成に向けた仕組みづくりは、今後数十年を見据え、新たな政策の目玉ともなるべき最重要課題である。

【適正な価格形成に関する協議会 委員名簿】

【構成員：18名】

荒川 隆	(一財) 食品産業センター 理事長
出田 安利	(一社) 全国中央市場青果卸売協会 専務理事
井村 辰二郎	(公社) 日本農業法人協会 副会長
江口 法生	(一社) 日本スーパーマーケット協会 専務理事
金丸 康夫	(一社) 日本フードサービス協会 専務理事
隈部 洋	(一社) 中央酪農会議 副会長
黒田 久一	(一社) 日本惣菜協会 副会長
郷野 智砂子	(一社) 全国消費者団体連絡会 事務局長
齊藤 良樹	全国農業協同組合連合会 常務理事
島原 康浩	(一社) 全国スーパーマーケット協会 常務理事
田辺 恵子	主婦連合会 副会長
時岡 肯平	(一社) 日本加工食品卸協会 専務理事
沼田 一政	(一社) 日本乳業協会 専務理事
馬場 利彦	(一社) 全国農業協同組合中央会 専務理事
福田 晋	九州大学 理事・副学長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会 常務理事
牧野 剛	日本チェーンストア協会 専務理事
三石 誠司	宮城大学食産業学群 副学群長

参考 適正な価格形成に関する協議会について②

【適正な価格形成に関する協議会の開催概要等】

日時	テーマ	全中委員(馬場専務)の発言概要
8月29日	第1回: 農産物・食品の価格形成をめぐる事情、EGalim法の概要	<ul style="list-style-type: none">・適正な価格形成は、食料・農業・農村基本法の見直しに当たり、<u>生産現場から最も多くの要望が上がってきたもの</u>・<u>海外の取組も参考に、消費者や流通業者等も含め、国民的な議論が必要</u>
10月11日	第2回: 農産物・食品の適正な価格形成について	<ul style="list-style-type: none">・<u>飲用牛乳と豆腐・納豆以外の品目に係る検討予定はどのような状況か</u> →(農水省)・<u>それ以外の品目については、WGでの議論と並走する形で、協議会において検討</u>
12月27日	第3回: 農産物・食品の適正な価格形成について、消費者等理解醸成の取組	<ul style="list-style-type: none">・<u>生産コストの上昇を価格に転嫁することで消費の減少を懸念する声が上がっているが、生産者としては、目先の消費が減るかどうかがというレベルではなく、営農が継続できるかどうかという危機的な状況。</u>・<u>コスト指標の作成には、生産費に農業物価統計調査を掛け合わせることで、公的統計データでも対応することも可能。</u>
令和6年 4月5日	第4回: 農産物・食品の合理的な価格の形成に向けて	<ul style="list-style-type: none">・<u>「価格を上げれば需要が減る」というデフレマインドから、一歩前にすすむのは今しかない。</u>・<u>国産農畜産物価格は、農業者にとってはまさに賃金、所得。適正な価格形成の法制化を何としても実現していただきたい。</u>・<u>コスト等の実態調査の結果に基づき、関係者間での合意形成をはかっていくことが重要。</u>

基本法見直しに関するJAグループの要請内容と反映状況

条文への反映状況③～経営安定対策

JAグループの要請概要

- ① 資材高騰など生産コストの変動に対する経営の影響緩和対策を基本法に明記すること
- ② 資材の確保・安定供給、生産性・品質の向上をはかること。また、国内資源の有効活用、流通の円滑化、調達が多様化、備蓄等の措置を講じること

条文案 反映内容

 条・項の新設！

- ① 「農業資材の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる」と明記！【第四十二条 第3項】

☞ 「政府『食料安全保障強化政策大綱』」において、以下の通り記載
肥料の価格急騰時の対応として、平時より通関における肥料原料価格等を調査し、同価格が急騰し、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合は、これまでに実施した肥料価格高騰対策の仕組みや効果等を踏まえて影響緩和対策を実施する

- ② 肥料その他の農業資材の安定的な輸入のため、輸入相手国の多様化等の必要な施策を講ずる 第二十一条 第3項 ほか、安定的な供給の確保のため、国内で生産する代替物への転換、備蓄への支援など必要な施策を講ずる【第四十二条 第1項】旨明記！

基本法見直しに関するJAグループの要請内容と反映状況

条文への反映状況③～経営安定対策

《関連する条文案（R6年2月13日：自民党総合農林政策調査会等合同会議）

【第四十二条（農業資材の生産及び流通の確保と経営の安定）3】

・ 国は、農業資材の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

【第二十一条（農産物等の輸入に関する措置）3】

・ 国は、肥料その他の農業資材の安定的な輸入を確保するため、国と民間との連携による輸入の相手国の多様化、輸入の相手国への投資の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

【第四十二条（農業資材の生産及び流通の確保と経営の安定）】

・ 国は、農業資材の安定的な供給を確保するため、輸入に依存する農業資材及びその原料について、国内で生産できる良質な代替物への転換、備蓄への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

基本法見直しに関するJAグループの要請内容と反映状況

条文への反映状況④～多様な経営体の位置づけ

JAグループの要請概要

- ① 「中小・家族経営」などの多様な経営体を基本法に位置付けること
農業サービス事業体の育成・促進を図ること
- ② 国が責任をもって優良農地を確保・活用する旨を基本法に明記し、農地の適正利用を強化すること

条文案 反映内容

条・項の新設！

- ① 「多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮する」と明記！【第二十六条 第2項】
さらに、「農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に必要な施策を講ずる」と明記！ 第三十七条
- ② 政府は『食料の安定供給のための農地の確保及びその利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）』を令和6年通常国会に提出予定

3 基本法見直しに関するJAグループの要請内容と反映状況

条文への反映状況④～多様な経営体の位置づけ

◀関連する条文案（R6年2月13日：自民党総合農林政策調査会等合同会議）

【第二十六条（望ましい農業構造の確立） 2】

・ 国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者およびそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮するものとする。

【第二十八条（農地の確保及び有効利用）】

・ 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

【第三十七条（農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進）】

・ 国は、農業者の経営の発展及び農業の生産性の向上に資するため、農作業の受託、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

基本法見直しに関するJAグループの要請内容と反映状況

条文への反映状況⑤～団体の役割

JAグループの要請概要

- ① JAなどの団体の果たす役割とそれを後押しすることを基本法に明記すること
- ② 関係団体・地方公共団体との連携強化や役割発揮に必要な施策を講じること

条文案 反映内容

条・項の新設！

- ① (団体の努力) として【第十二条】が新設！
第十二条には、団体が基本理念の実現に重要な役割を果たすものであることが明記！
- ② 食料、農業及び農村に関する団体について相互連携を促進する旨が明記され、必要な施策を講ずるのものとされた！【第五十一条】

基本法見直しに関するJAグループの要請内容と反映状況

条文への反映状況⑤～団体の役割

《関連する条文案（R6年2月13日：自民党総合農林政策調査会等合同会議）

【第十二条（団体の努力）】

- ・ 食料、農業及び農村に関する団体は、その行う農業者、食品産業の事業者、地域住民又は消費者のための活動が、基本理念の実現に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

【第十三条（農業者等の努力の支援）】

- ・ 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び食品産業の事業者並びに食料、農業及び農村に関する団体がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

【第五十一条（団体の相互連携および再編整備）】

- ・ 国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体について、相互の連携を促進するとともに、効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

食料供給困難事態対策法案の概要

食料供給困難事態対策法案の概要

資料 1-3

背景

- 世界人口の増加に伴う食料需要が増大する中で、気候変動に伴う主要産地の生産の不安定化、物流の途絶等様々な要因による国内における食料の供給量が大幅に不足するリスクが増大している。
- 食料については、異常気象等の兆候を捉えることで供給不足を事前に予想することが可能であり、当該兆候を捕捉した早期の段階から、事態の深刻度に応じた食料供給確保の措置を講ずることが必要。

法律案の概要

1 食料供給困難事態対策本部

(1) 食料供給困難事態対策本部の設置

- ・異常気象等の兆候を把握した時に、内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を本部員とする本部を設置 (第5条～第14条)

(2) 食料供給困難事態対策の実施に関する方針の策定

- ・供給量を確保すべき国民の食生活上又は国民経済上重要な品目(米穀、小麦、大豆などを政令で指定)及び当該品目の生産に必要な不可欠な資材について、供給目標数量の設定、供給確保のための対策等を方針として策定。当該方針に基づき関係省庁が連携して対応。(第9条)

2 安定供給の確保のための措置 (第15条～第18条)

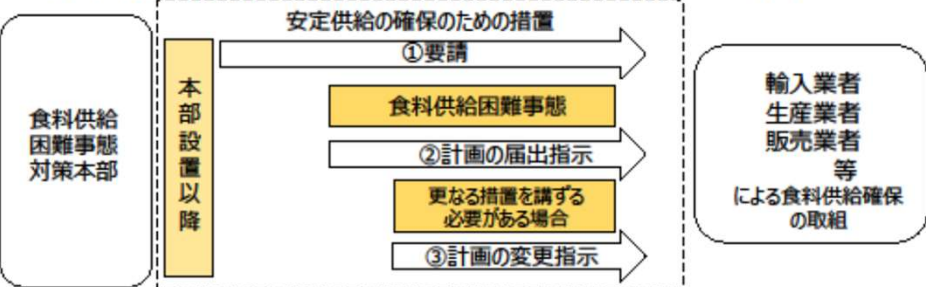
- ① 本部設置後、主務大臣による輸入業者、生産業者、販売業者等に対する出荷・販売の調整・輸入拡大・生産拡大の要請
- ② 特定食料の供給が大幅に不足し又は大幅に不足するおそれが高いため国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じた段階で、政府本部による宣言をした上で、出荷・販売の調整・輸入拡大・生産拡大に係る計画の届出指示
- ③ 届け出られた計画では、食料供給が不十分で、更なる措置が必要と判断した場合における②の計画の変更指示
- ④ 最低限必要とする食料が不足するおそれがある場合は、本部による宣言をした上で、生産転換や国民生活安定緊急措置法に基づく割当て・配給を必要に応じて実施

3 報告徴収・立入検査

- ① 国民の食生活上又は国民経済上重要な品目(米穀、小麦、大豆等)の国内の需給状況等の把握のための、輸入、生産又は販売の事業者その他団体等に対する必要な報告の求め(第4条)
- ② 2の措置の施行に必要な限度における輸入業者、生産業者、販売業者等に対する立入検査(第21条)

4 実行性を担保するための措置

- ① 2の要請及び計画の変更指示に応じる事業者に対する財政上の措置(第19条)
- ② 事業者が2の②(届出指示)又は3の②(立入検査)の措置に従わない場合の罰金や正当な理由なく届け出た計画に従った取組を行わない場合等の公表措置(第15条～第18条、第23条、第24条)



施行期日 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

安定供給の確保のための措置(生産に関する措置)の概要

※国は、以下の施行に必要な範囲で立ち入り検査が可能

1 本部設置後

生産業者・生産可能業者に生産の促進を要請

2 特定食料の供給が大幅に不足、またはその恐れが高い

食料供給困難事態の公示があり、生産業者等に生産計画の届出指示

※計画の届出をしなかった者は20万円以下の罰金、立入検査を拒んだ者は20万円以下の過料に処される。
⇒ **増産に応じずとも、計画を届け出れば罰則対象にならず!**
増産に応じる場合、別途、インセンティブ措置を用意

(特定食料・・・米穀、小麦、大豆その他の農林水産物のうち、国民が日常的に消費するものその他の国民の食生活上重要なもの又は食品製造等の原材料として重要なものその他の国民経済上重要なもの(加工食品を含む。))として政令指定したもの等)

3 計画では食料供給が不十分で、更なる措置が必要

計画の変更指示

①生産拡大 → ②生産転換
生産の促進が可能なものに変更

※正当な理由なく、指示に従わなかったとき、又は出荷販売計画に沿って出荷・販売を行っていないとき、その旨を公表

4 最低限必要とする食料が不足する恐れ

生産転換や、国民生活安定緊急措置法に基づく割当て・配給を必要に応じて実施

農地関連法案の概要

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

資料 2-3

背景

国際情勢の変化等による世界の食料需給の不安定化や、国内の農地面積及び農業者の減少が進む中、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保に向け、農地関連制度において以下の対応が必要

- 国内の農業生産の基盤である農地の確保
- 農地を適正かつ効率的に利用する者による農地の利用の促進

※ 耕地面積(出典:耕地及び作付面積統計) 461万ha(平成21年)→430万ha(令和5年)

法律案の概要

1. 農業振興地域の整備に関する法律の改正

① 目的規定に食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記し、これを踏まえ、国と地方公共団体の責務及び国の基本指針・都道府県の基本方針の面積目標に係る記載事項を明確化 (第1条、第1条の2、第3条の2第2項及び第4条第2項)

② 農地の確保のための措置の整備 (第5条の2、第10条第3項、第13条第2項、第5項及び第6項)



2. 農地法の改正

① 農地転用に係る手続の厳格化

- ア 不適切な転用を防止するため、農地転用の許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築 (第4条第7項及び第5条第3項)
- イ 違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じない等の場合に、その旨を公表する仕組みを創設 (第51条第3項)

② 農地の適正かつ効率的な利用の確保のための措置の整備

- ア 農地の権利取得の許可要件の例示として、農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況を追加 (第3条第2項)
- イ 農地所有適格法人について、拒否権付株式を発行している場合には、その種類株主総会においても農業関係者が議決権の過半を占めるべきことを明確化 (第2条第3項)

3. 農業経営基盤強化促進法の改正

- ① 地域計画区域内の遊休農地の担い手への権利設定に係る手続を迅速化・義務化 (第22条の7)
- ② 地域における人と農地の受け皿となる法人経営体の経営基盤強化に向け、農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置 (第3章の2等)

<議決権要件の特例のイメージ>



<農村現場の懸念払拭措置>

- ・計画の認定要件として、地域計画に位置付けられている者であること、認定農業者としての一定の実績を有すること、農地を適正に利用する者であること等を規定
- ・農地の転用等を農林水産大臣が都度認定
- ・計画認定後も農林水産大臣が監督等

施行期日 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

KPI 農用地区域内農地面積 397万ha(令和12年度)

改正の主なポイント

農振法

農用地区域からの除外に係る都道府県の同意基準が追加

基準として、農用地区域からの除外要件の全てを満たすと認められる場合及び県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合を規定

国の関与に係る手続が整備

国は、県面積目標の達成状況や除外協議に係る資料※について、必要に応じて、都道府県知事に対して説明を求めるとともに、必要な場合は技術的助言や勧告を行うことができる

※都道府県が市町村から農用地区域からの除外に係る協議したときの資料のこと。協議する土地が政令で定める規模以上の場合は、国は協議資料の写しの提出を都道府県に求められる。

農地法

農地所有適格法人に係る要件の追加

- ① 農地所有適格法人に係る要件の追加(拒否権付株式発行の場合)
- ② 農地等の権利取得に係る許可要件の明確化
- ③ 農地転用許可における定期報告等を行う仕組みを構築
- ④ 違反転用に係る原状回復等の措置命令に従わない場合は公表

農業経営基盤促進法

農業経営発展計画制度の創設

要件※を満たし、国の認定を受けた場合には、農業関係者が1/3超の議決権を有していること、農業関係者又は食品事業者等が過半の議決権を有していることを要件とする特例を措置

- ※① 申請者の適格要件、②提携する食品事業者等に関する要件、③計画の取り組み内容に関する要件が16条で規定されている。

3月26日 衆議院本会議の質疑応答(概要)

【自民党 江藤拓 議員】

・ 基本法の理念の実現には、食料・農業・農村基本計画を策定し、必要な予算を確保することが不可欠。食料自給率の向上や食料安全保障の実現には、予算を確保して強い生産基盤を確立し、人材を確保することが欠かせない。

【岸田文雄首相】

⇒ 改正基本法が成立すれば、政府として基本計画を策定し、基本法に定める各般の施策を具体化する。施策を的確かつ着実に進めていくために必要な制度や予算を措置し、食料安全保障の確保をはじめ農政の再構築を図っていく。

【公明党 山崎正恭 議員】

・ 今回の改正では、食料自給率及びその他の食料安全保障に関する事項の目標について、少なくとも毎年一回目標の達成状況を調査し、その結果を公表しなければならないとなっているが、それだけではなく調査結果を受けて施策を不断に検証し、例えば需要に応じた生産を推進すべき品目を選定するなど状況に応じた施策の見直しを機動的に進めていく必要がある。

【岸田文雄首相】

⇒ 食料安全保障の確保に向け、基本法に基づく達成状況の調査、公表を行う中で、各般の施策を不断に検証し、必要に応じ機動的に見直す。

3月26日 衆議院本会議の質疑応答(概要)

【公明党 山崎正恭 議員】

・ 改正案は、農業資材の価格の著しい変動が「育成すべき農業経営」に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるとしているが、幅広く施策の対象にすべき。

【坂本哲志農林水産大臣】

⇒ **育成すべき農業経営**とは、効率的かつ安定的な農業経営に発展する可能性が高い農業経営を指すが、具体的な規模や内容については画一的に定めるものではない。個別の対策の対象は、資材の利用状況や対策の内容などに応じて決める。

【公明党 山崎正恭 議員】

・ 適正な価格形成は農業者にとっての賃上げである。(中略)今後行う調査結果を踏まえて法制化を目指すとの政府方針を力強く進め、農業者の賃上げや所得拡大についても政府を挙げて進めるべきである。

【岸田文雄首相】

⇒ 農産物の価格については、需給事情や品質評価が適切に反映されつつ、生産から消費までの各段階の関係者の合意の下、国内外の資材費、人件費等の恒常的なコストが考慮されて形成されることが重要。

適正な価格形成の仕組みづくりについて、農林水産省において各段階の関係者による協議を進めており、実態把握のための調査の結果も踏まえ、**法制化も視野に検討**を進め、政府を挙げて適正な価格形成を通じた農業所得の拡大に取り組む。

4/2,9 衆議院農林水産委員会の質疑応答(概要)

【公明党 稲津議員】

・ 需要が減少している米について、旧戸別所得補償制度のような、戸別所得補償制度の導入が、例えば買手から取引価格が低く抑えられたという影響があったのではないか。主食用米に対する直接支払いを行えば需要に応じた生産が進まないのではないか。

【坂本哲志農林水産大臣】

⇒ 所得を補償する政策は、過去の戸別所得補償制度を見ましても、一般論として、消費が減少している品目の生産が維持され、需給バランスが崩れる、そして、補償を織り込んで生産者の取引価格が低く抑えられる等の懸念が考えらる。また、需要に応じた生産を行うという農業者の努力を損なうリスクがある。

【立憲民主党 金子恵 議員】

・ 改正案の中では、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標というような定め方をしているので、食料自給率が最も重要ということにはならないように読める。つまり、自給率の格下げという状況にあるのではないか。

【坂本哲志農林水産大臣】

⇒ 食料自給率という単独の目標のみでは評価できない部分がある。肥料があつたり、あるいは飼料があつたり、資材もあつて様々な要因がある。このため、基本法改正法案において、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標と規定するものとしたものであり、食料自給率の重要性が変わるものではない。

Ⅱ. 令和6年農政対策の 見通しと取り組みについて

1 令和6年の農政の見通し

- ① 食料安全保障の確立に向けて、基本法およびその関連法の改正、次期基本計画の策定が行われる。これらは、今後の農業政策を方向付ける極めて重要な課題。JAグループの考えを十分反映させるための農政運動を展開することが必要。

<令和6年度 農政のポイント>

	出来事	対応のポイント
基本法改正・関連法改正(新法含む)の年	○ 令和5年12月に公表された「工程表」にもとづき、与党プロセスを経て、 <u>通常国会において審議</u> が行われる見込み。	○ 将来を見通した基本農政の確立に向けて、法案に <u>JAグループの考えが反映されるよう働きかけ</u> 。
次期基本計画の策定の年	○ 基本法をふまえ、食料自給率、自給力目標や、生産努力目標を含む <u>次期基本計画の策定、関連政策の検討</u> が行われる見込み。	○ 令和6年も組織討議を実施し、 <u>現場の意見をふまえた農政の展開</u> を実現。
食料安全保障の確立に向けた具体化の年	○ 基本法・関連法の改正、基本計画の策定に加え、 <u>適正な価格形成や、米政策の見直し、日本型直接支払制度の見直し、環境政策の見直し</u> 等の <u>具体化に向けた協議</u> がすすめられる見込み。	○ 再生産可能な価格を形成する <u>仕組みの具体化、法制度の早期実現</u> や国内資源の最大限の活用に向けた環境整備・定着対策が必要。

1 令和6年の農政の見通し（令和6年通常国会提出法案）

法案名	内容
①食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案	近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定める。
②食料供給困難事態対策法案(仮称)	米穀、小麦、大豆その他の国民の食生活上又は国民経済上重要な食料の供給が大幅に不足し、又は大幅に不足するおそれが高い事態に対応するため、食料供給困難事態対策本部の設置、当該食料等の安定供給の確保のための輸入若しくは生産の促進又は出荷の調整の要請等の措置を定める。
③食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(仮称)	我が国の食料及び農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、国民に対する食料の安定供給を確保するため、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化、農地の違反転用に対する措置の強化、農地所有適格法人の食品事業者等との連携による経営の発展に関する計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。
④農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案(仮称)	農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術(仮称)の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画の認定制度を設け、これらの認定を受けた者に対する株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例等の措置を講ずる。
⑤特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(期限切れ(令和6年6月30日で失効))	経済連携協定の締結等により農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化による影響が継続している状況を踏まえ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、現行法の有効期限を5年間延長するとともに、輸入原材料の価格水準の上昇等によりその調達に困難となっている状況を踏まえ、原材料の調達の安定化を図るための措置に関する計画の承認制度を設け、当該承認を受けた特定農産加工業者に対する株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例の措置等を講ずる。

※改正基本法は単独審議とし、②～④の3法案を一括審議予定。

※適正な価格形成に関する仕組み(法制化):農水省「適正な価格形成に関する協議会」で協議中(目標期限は未設定)。

※環境保全型農業直接支払交付金:令和7年度に新たな仕組みに移行。その上で、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行(令和9年度目標)。

※物流対策:令和6年通常国会に流通業務総合効率化法、貨物自動車運送事業法(いずれも改正)を提出

2 環境対策の具体化

- ① 農業における環境負荷の低減に向けて、今後様々な施策の具体化が予定されている。
- ② JAグループは、①自然環境への負荷の緩和、②組合員便益の実現、③食料安全保障の確保の3つのバランスのとれた「環境調和型農業」の取り組み方針を令和6年3月に策定見込みであり、その内容を反映することが必要。

みどりの食料システム戦略 (令和3年5月策定)

2050年までに目指す姿（主なKPI）

- ・農林水産業のCO₂ゼロセミッション化
- ・化学農薬の使用量50%低減
- ・化学肥料の使用量30%低減 など

みどりの食料システム法 (令和4年4月策定)

計画の認定により

- ・無利子・低利の資金調達
- ・農機等の特別償却
- ・行政手続きのワンストップ化 など

① 令和6年度より、補助金等の交付を受ける場合に最低限行う環境負荷低減の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を試行実施
※本格実施は令和9年度を目標

② 令和7年度より、環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、新たな仕組みを導入することを検討

⇒有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域活動の推進といった観点から検討

③ 令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



IV. 令和6年度JAグループ 政策提案(素案) < 抜粋 >

1. 食料安全保障の強化に向けた施策の具体化

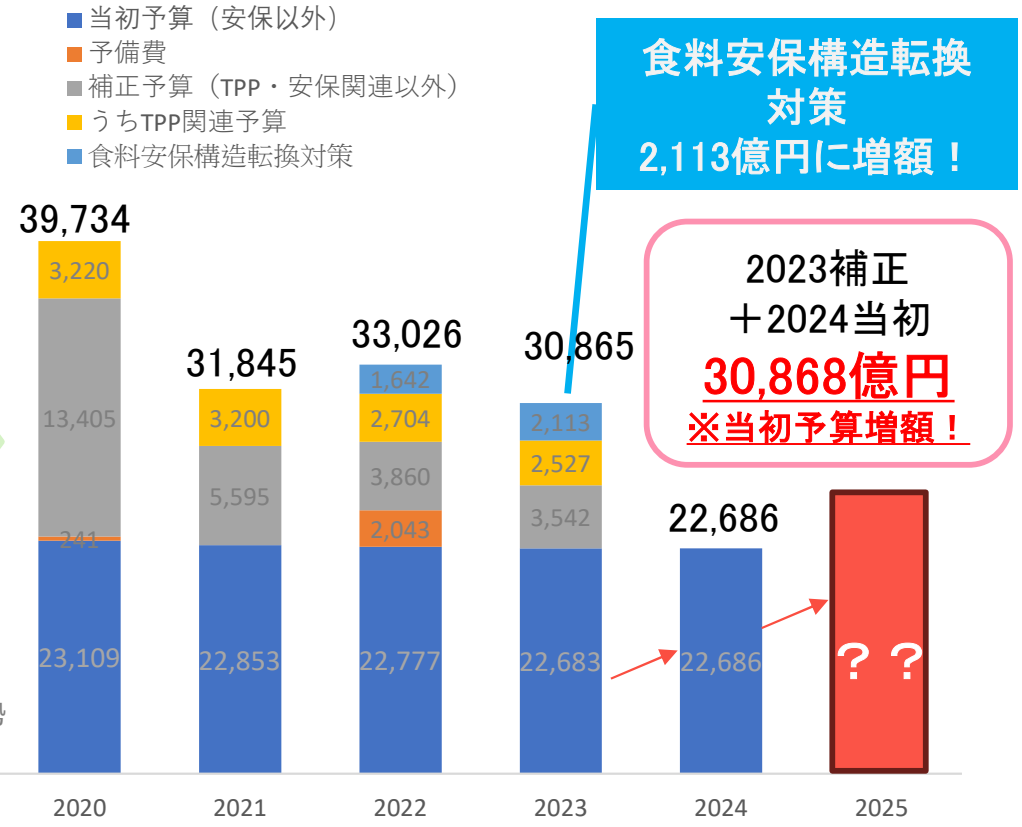
(1) 食料安全保障の強化に向けた基本政策の確立

- ① 食料安全保障の強化を政策の柱に位置付けることによって、国民に食料を安定的に供給するとともに、農業・農村が持続的に発展できるよう、基本政策を確立すること。
- ② また、その政策の実現に向けては、食料安全保障関連予算をはじめ、基本法改正元年にふさわしい万全な農林水産関係予算を確保すること。

<食と農を取り巻く5つのリスク>



<農林水産関係予算の推移（単位：億円）>

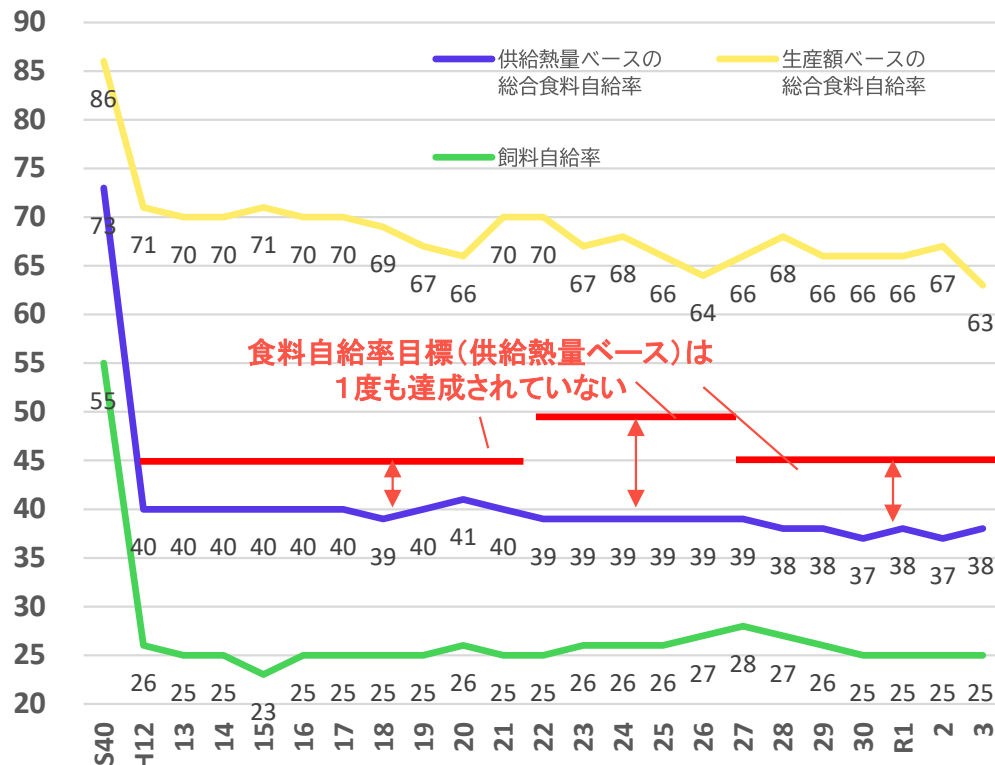


(目的)
 第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、**食料安全保障の確保等の基本理念**及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(2) 次期食料・農業・農村基本計画の実効性の確保

- ① 次期食料・農業・農村基本計画の策定にあたり、農業者が展望を持って営農に取り組めるよう、生産現場の実態と農業者の意見を十分に反映し、実効性のある施策を講ずること。
- ② 国内の農業生産の増大を基本とし、食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることを消費者の役割として位置づけるなどの基本法改正の方向性をふまえ、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善がはかれるよう、適切に食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定すること。
- ③ 少なくとも年1回調査・公表する食料安全保障の確保に関する事項の目標の達成状況をもとに、施策を不断に検証するとともに、生産現場の実態をふまえ、必要に応じて施策の見直しを行うこと。

<日本の食料自給率等>



<主な品目の生産努力目標とR2年度実績>【単位：万トン】

年度	米	小麦	大豆	牛肉	生乳
R2目標	855	180	60	52	800
R2実績	776	95	22	34	未達 744
差	▲79	▲85	▲38	▲18	▲56
R7目標 (H27年改訂)	752	95	32	52	750
R12目標 (R2年改訂)	723	108	34	40	780

※「食料・農業・農村基本計画（農水省 R2年、R22年改訂）」
 ※「農林業センサス（農水省）」
 ※米は米粉、飼料用米を除く

国内農業生産の増大を基本（基本法 第2条 第2項）とし、目標の達成状況の検証と施策の見直しが必要！

※農林水産省「食料自給率」
 ※赤線は食料・農業・農村基本計画における「食料自給率目標」

(3) 新たな水田政策のあり方

- ① 今後、次期基本計画の議論が開始されるが、国として輸入依存穀物ならびに飼料作物等の増産を掲げたことをふまえ、基本計画で定める生産努力目標は、これまでにない意欲的な水準かつ地域で取り組みやすい具体性のあるものとする。
- ② 現行の水田活用の直接支払制度を含めた水田・畑作施策について、次期基本計画で定める生産努力目標を達成するため、特に輸入依存穀物ならびに飼料作物の増産に資するよう、水田におけるブロックローテーションの徹底や畑地化の取り組みを集中的に実施すること。また、それ以降についても、水田を水田として維持・活用できる施策を実施するとともに、畑作物の本作化に取り組むこと。
- ③ 食料備蓄について、国内の作況の豊凶のみならず、不安定な海外穀物情勢をふまえ、備蓄米制度の現行水準(100万トン程度)を堅持するとともに、主食用米の需給に影響を及ぼす見直しは行わないこと。

新たな水田・畑作政策の議論

ブロックローテーションの徹底

畑作物の本作化

意欲的な生産努力目標の設定

水田・畑作施策の抜本的見直し

予算の確保

中山間地を含めた農地の維持

飼料作物も含めた輸入依存穀物の増産

基本計画見直しの
タイミングで議論

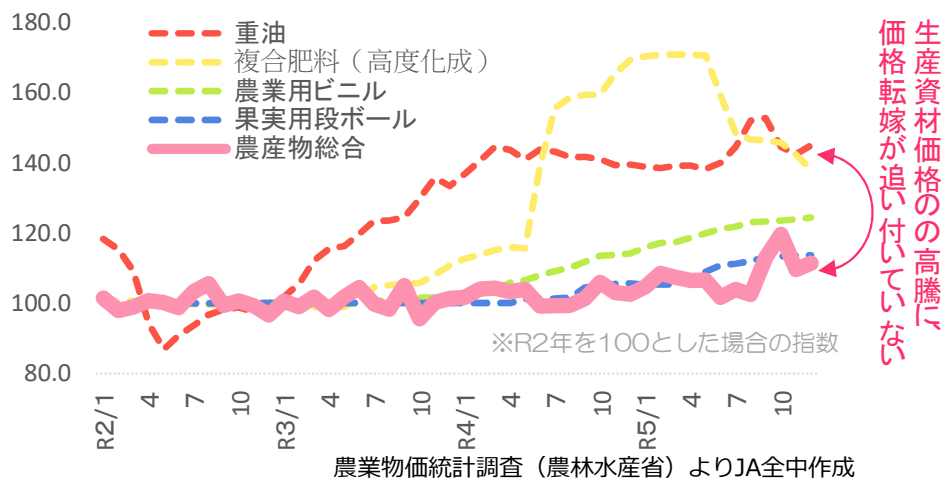
将来にわたって
安定運営できる
政策の確立

(4) 適正な価格形成の実現と国民理解の醸成・行動変容

- ① 適正な価格形成については、国産農畜産物の再生産に必要なコストが、食料の持続的な供給に要する合理的な費用に含まれることを考慮し、法制度の早期実現をはかるため、先行実施する品目とその他の品目について並行して議論をすすめ、結論を得ること。
- ② また、そのための生産コスト指標の作成・検証や価格形成の実態調査については、公的データも活用し、早急に取り組むこと。
- ③ 食料システムの各段階の関係者に対しては、適正な価格形成の実現に向けた取り組み等への主体的な努力を促す、具体的な施策を講ずること。
- ④ 消費者に対しては、その役割として食料の持続的な供給に資する物の選択に努めると位置づけることをふまえ、適正な価格形成に向けた理解の醸成、さらには国産農畜産物を選択する行動変容につながる施策を抜本的に拡充すること。

＜主な生産資材価格および農産物価格の推移＞

依然として価格転嫁が十分ではない状況



食品産業の事業者

コスト高を農業だけで負担せず、食料システム全体で応分に負担するよう、主体的な努力を促す具体的な施策が必要！（基本法 第11条）

＜消費者の国産食品の輸入食品に対する価格許容の推移＞

「割高でも国産品を選ぶ」割合が減少傾向



消費者

食料の自給的な供給に寄与するよう（基本法 第14条）農業体験や食育、「国消国産」等をすすめる施策により、理解醸成と行動変容を起こすことが必要！



価格交渉力：農業者 < 加工業者 < 大手小売業者

(5) 経営安定対策の強化

- ① 経営安定対策については、生産資材価格の高騰への影響緩和対策が改正基本法に位置付けられる中で、適正な価格形成を生産資材価格の高騰対策の基本としつつ、既存のセーフティネットを組み合わせても補いきれない生産資材価格の高騰に対応しうる対策を充実させること。
- ② 肥料価格高騰対策については、「食料安全保障強化政策大綱」に基づき、価格急騰時に機動的に講じることができるとすること。

<資材価格の高騰をふまえ措置されている対策>

➤ 配合飼料価格安定制度

- ・ (通常補てん)
生産者と飼料メーカーの積立金により、輸入原料価格が直近1か年の平均を上回った場合に補てんを実施
- ・ (異常補てん)
国と飼料メーカーの積立金により、輸入原料価格が直近1か年の平均の115%を超えた場合に補てんを実施

➤ 肥料価格高騰対策

- ・ 化学肥料低減の取り組みを行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付

➤ 施設園芸等燃油価格高騰対策

- ・ 生産者と国で基金を設け、燃油・ガスの価格が一定の基準を超えた場合に補てんを実施

(農業資材の生産及び流通の確保と経営の安定)
第四十二条 国は、農業経営における農業資材費の低減に資するため、農業資材の生産及び流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

国は、農業資材の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講じるものとする。

<主な経営安定対策>

➤ 水田活用の直接支払交付金

- ・ 水田を活用して麦、大豆、飼料作物、飼料用米等を生産する農業者を支援

➤ 畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)

- ・ 標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を交付

➤ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策)

- ・ 米・麦・大豆等の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に差額の9割を補てん

➤ 牛・豚マルキン

- ・ 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を生産者と国による積立金より交付

➤ 肉用子牛生産者補給金

- ・ 肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し補給金を交付

➤ 加工原料乳生産者補給金

- ・ 加工原料乳 (バター、脱脂粉乳等) として仕向けた生乳の実績数量に応じて補給金を交付

➤ 野菜価格安定制度

- ・ 対象野菜 (14品目) の価格が著しく低落した場合、生産者および国等の積立金より補給金を交付

➤ 収入保険

- ・ 保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てん

2. 農業の持続的な発展と農村振興 (1) 共同利用施設の整備・更新等

- ① 多くの産地で生産基盤の脆弱化や出荷量の減少がすすむなか、共同利用施設の老朽化が顕在化していることをふまえ、物流対策やスマート農業技術実装に対応するため、強い農業づくり総合支援交付金や産地生産基盤パワーアップ事業等にかかる予算を抜本的に増額するとともに、共同利用施設の整備・更新等にかかる支援を抜本的に拡充すること。

【産地生産基盤パワーアップ事業の概要】

○収益性向上対策

産地の収益力強化に向けた**施設整備**（集出荷施設や農産物加工処理施設低コスト耐候性ハウス等）や、農業機械や生産資材のリース導入等を支援：補助率1/2以内等

○生産基盤強化対策

生産基盤を新規就農者等に継承する体制づくりや、**後継者不在のハウス・果樹園等の再整備・改修**等を支援：補助率1/2以内等

【強い農業づくり総合支援交付金の概要】

○産地基幹施設等支援タイプ

集出荷施設等の**産地基幹施設の整備や再編等**を支援：補助率1/2以内等

○先駆的モデル支援タイプ

拠点事業者が産地と連携して安定的な生産・供給を実現する**先駆的モデルの育成**に向けた、関連施設の整備（農産物加工施設や高度環境制御栽培施設等）機械・システムの導入等を支援：補助率定額、1/2以内等

○産地基幹施設等支援タイプ



集出荷施設の整備



農業機械や生産資材の導入

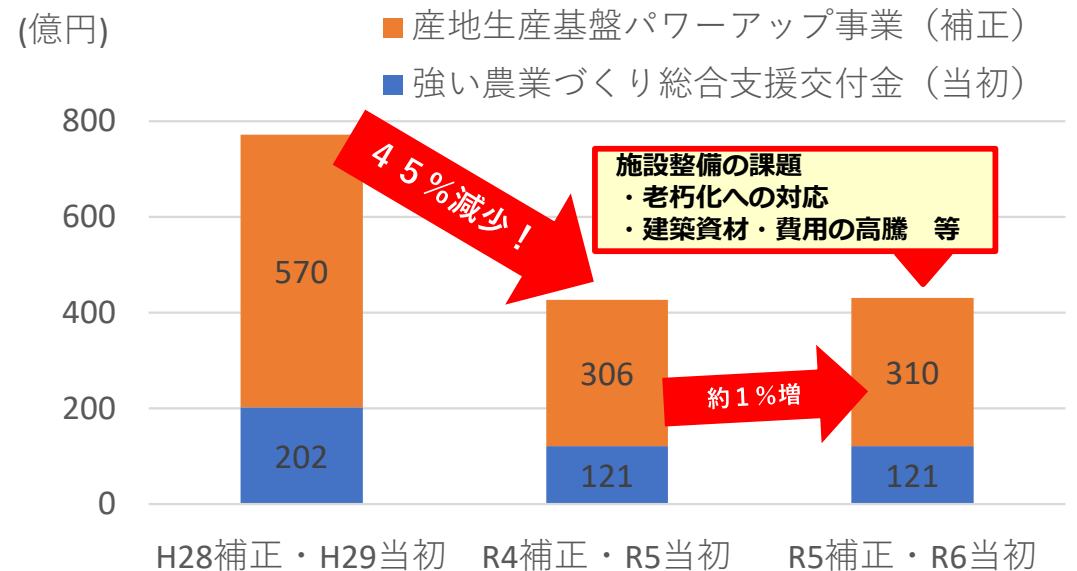


AI選果機を導入した選果場

（食料安全保障の確保）

第二条第2項 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、**国内の農業生産の増大を図ることを基本**とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない。

＜生産基盤強化にかかる予算額の推移＞



生産基盤強化にかかる予算額は年々減少。
加えて、施設整備以外の新メニューや優先枠などが追加され、**施設整備に活用できる予算額は、さらに減少。**

(2) 物流2024年問題への対策

- ① 物流2024年問題に対応し、農畜産物の万全な供給体制を構築するため、集出荷施設の改修やストックポイント等の整備、モーダルシフトの促進、品質保持対策、標準パレットの利用拡大、トラック予約システム等の導入など、サプライチェーン全体の物流効率化を促進するための支援について、抜本的に拡充すること。
- ② 標準的な運賃の引き上げ等に伴い、農畜産物にかかる輸送コストの上昇が見込まれるなか、農畜産物等への価格転嫁が適切に行われる仕組みの構築や関係者の理解醸成など、産地へのコスト負担が集中しない環境整備を早急にすすめること。

<物流2024年問題の対応に向けた法改正等>

◆荷主・物流事業者に対する規制的措置

<全事業者>

物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、国が判断基準を策定

<一定規模以上の事業者>

特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、取り組みが不十分な場合、勧告・命令を実施

◆「標準的運賃」及び「標準運送約款」の見直し

- ・運賃水準の引き上げ幅（平均約8%等）を提示
- ・荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示

<物流効率化に向けた産地等の取り組み>



【物流革新に向けた食品等流通総合対策の概要】

○物流生産性向上実装事業

物流の標準化、デジタル化・データ連携、中継輸送・共同輸送（輸送試験等）の**新規取り組みや実証**を支援：補助率定額

○物流生産性向上設備・機器導入事業

物流改善や食品アクセスの確保等に必要な**機械・設備の導入等**を支援：補助率1/2以内

【産地生産基盤パワーアップ事業（国産シェア拡大対策）の概要】

○流通体制合理化整備事業

T11型プラスチックパレットに対応するために行う**集出荷施設等の改良（パレタイザー等の導入、レール改修等）**や**新たな青果物流通拠点施設の整備**を支援：補助率1/2以内

【強い農業づくり総合支援交付金の概要】

○卸売市場等支援タイプ

共同配送やモーダルシフトに向けた、**ストックポイント等の共同物流拠点施設の整備**を支援

物流効率化の取り組みがすすむ一方、運賃の引き上げ等に伴い、輸送コストが上昇する見込み。その際、産地へのコスト負担が集中しない環境整備が必要！

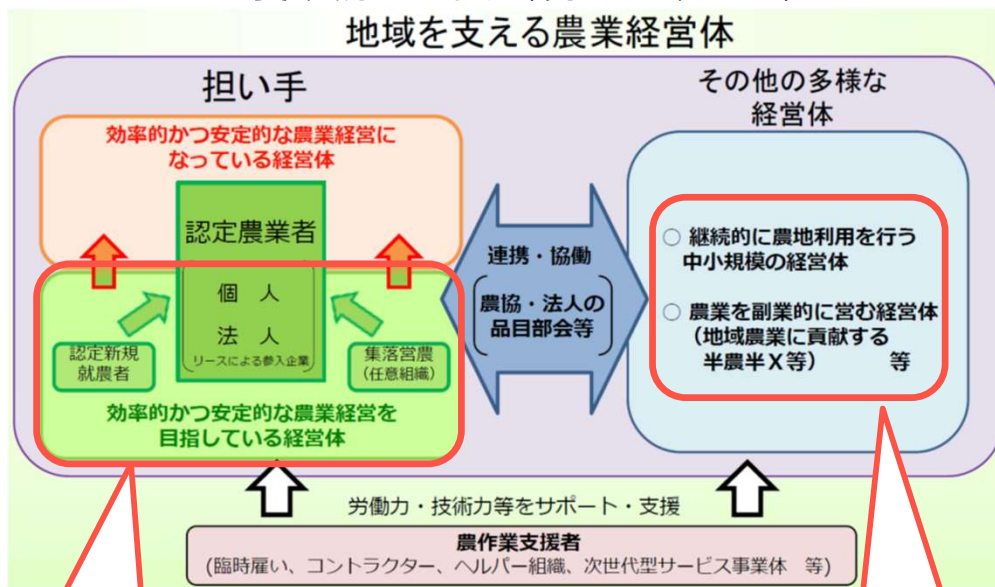
（食料の円滑な入手の確保）

第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、**食料の輸送手段の確保の促進**、食料の寄付が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(3) 担い手・多様な農業者・サービス事業体への支援

- ① 改正基本法において、望ましい農業構造の確立にあたり多様な農業者による農業生産が位置付けられたことをふまえ、地域計画に位置付けられた多様な農業者への施策を抜本的に拡充すること。
- ② 農地の受け皿となる担い手経営体を確保・育成するとともに、経営基盤の強化に向けた取り組みを支援すること。また、都道府県や市町村と関係団体が一体となった新規就農者や雇用就業者などの育成・研修や、後継者不在の経営体の事業承継の促進、集落営農の活性化、農作業受託組織などサービス事業体の育成・促進をはかること。
- ③ 育成就労制度の創設および特定技能制度の見直しにあたっては、外国人材自身のキャリア形成及び受け入れ側関係者の経営指針が判断できるよう十分な周知をはかる移行期間を確保すること。また、現行制度に基づく外国人材や監理団体・受入れ機関等に新たな負担が生じる等の不利益が生じないように配慮すること。

<望ましい農業構造の姿（現行基本計画）>



改正基本法に基づく支援策による経営の維持・発展が必要

(望ましい農業構造の確立)

第二十六条第2項 国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議に基づき、**効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者**により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮するものとする。

<育成就労制度の創設および特定技能制度の見直し方向>

「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」一部抜粋
(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議) (令和6年2月9日決定)

1. 総論【一部抜粋】

- 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設。
- 特定技能制度については、適正化を図った上で存続。

2. 外国人の人材確保【一部抜粋】

- 季節性のある分野で、業務の実情に応じた受入れ形態等を検討。

3. 外国人の人材育成【一部抜粋】

- 基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。

4. 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上【一部抜粋】

- 3年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、一定の要件を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。
- 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討。

5. 関係機関の在り方【一部抜粋】

- 監理団体(管理支援機関)について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。

6. その他【一部抜粋】

- 業所管省庁は、必要な受入れ環境整備等に資する取組を行う。
- 人権侵害行為に対しては現行制度下でも迅速に対処。
- 移行期間を確保し丁寧な事前広報を行い、必要な経過措置を設ける。

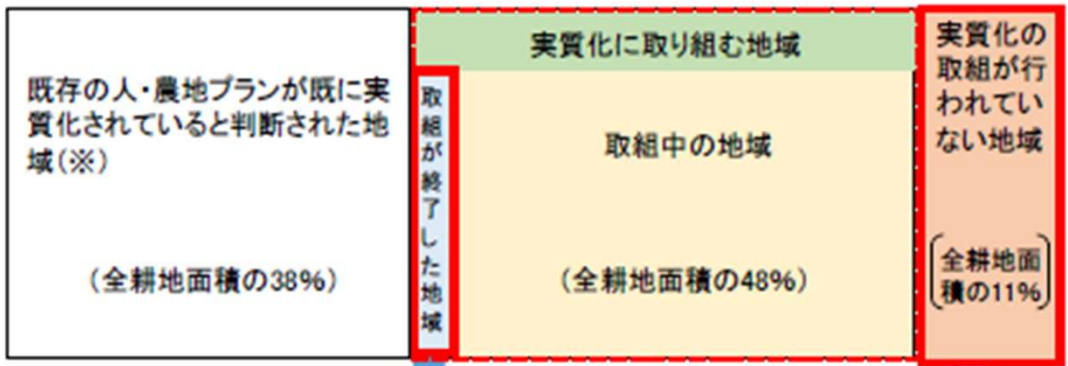
(4) 地域計画の策定推進・農地の適正利用①

① 地域における将来の目指すべき農地利用のあり方を明確化するため、地域計画については、令和6年度中に確実に策定されるよう、国および都道府県による支援のもと、策定主体である市町村による一層の推進をはかること。
 また、地域計画の実効性を確保するため、地域の農業のあり方に関する各種計画について、地域計画をふまえたものとなるよう、整合をはかる仕組みとすること。

＜人・農地プランの実質化＞

「人・農地プラン」の実質化では、
 取り組みが行われていない地域も発生

〔人・農地プランの実質化1年目の状況（令和元年度末現在）〕



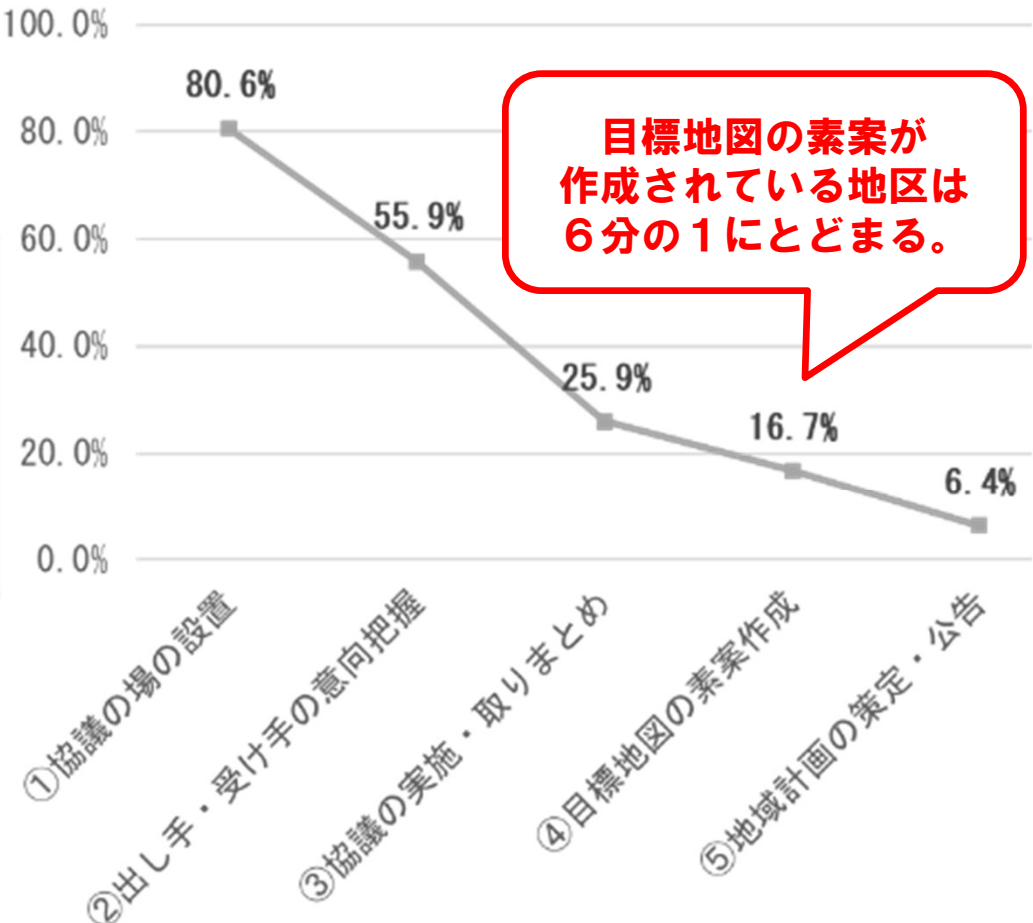
元年度中に実質化が終了した地域は面積ベースで3%

実質化の取組が行われていない地域は面積ベースで約1割

プラン数：877
 プラン内農地面積：12万ha（全耕地面積の3%）

※ 地域内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている地域
 （受け手の現状経営面積＋将来の出し手の貸付予定面積）÷対象地域内の農地面積＞50%

＜地域計画の策定に向けた状況（令和5年11月末時点）＞



目標地図の素案が作成されている地区は6分の1にとどまる。

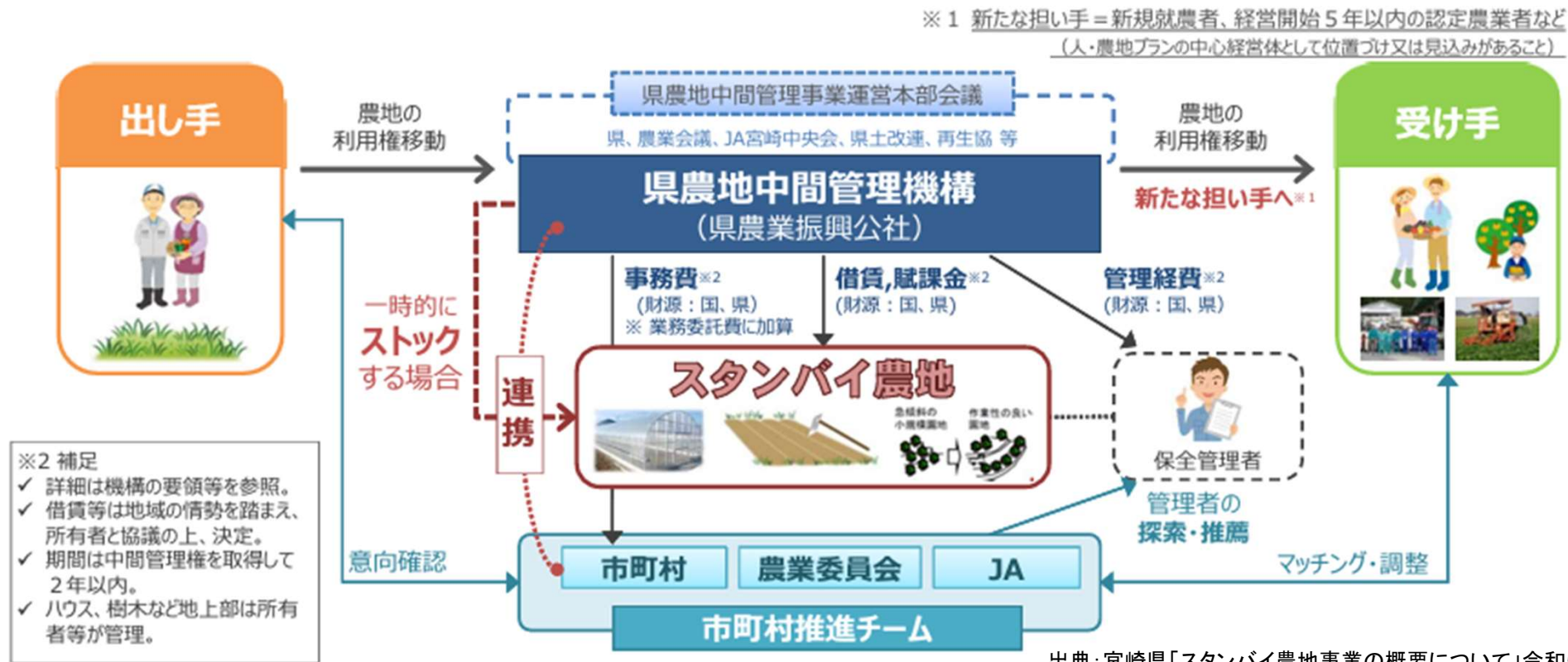
出典：農水省『「人・農地など関連施策の見直し」について』令和3年12月 注：令和6年度までの策定予定地区数（23,326地区）に占める割合。

（望ましい農業構造の確立）
 第二十六条第2項 国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮するものとする。

(4) 地域計画の策定推進・農地の適正利用②

- ② 中山間地域など直ちに受け手が見つからない農地も含め、限られた資源である農地が将来にわたって維持されるよう、農地中間管理機構の中間管理機能の強化をはかるなど、必要な支援を講ずること。
- ③ 農地の総量確保と適正利用に向け、国の定める面積目標の実現や農地の不適正利用の防止などにかかる農地関連法改正による措置については、厳格な運用をはかること。
とりわけ国民のための限られた資源である農地を所有できる法人については、農村現場の懸念もふまえ、国の責任のもと、引き続き慎重かつ厳格な制度運用をはかること。

< 中間管理機能の強化のイメージ (宮崎県「スタンバイ農地事業」) >



出典: 宮崎県「スタンバイ農地事業の概要について」令和5年11月

(農地の確保及び有効利用)

第二十八条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(5) みどりの食料システム戦略もふまえた取り組み推進

- ① 化学肥料や農薬の低減、有機農業の拡大、J-クレジット制度を含め、地域実態に応じた環境負荷軽減の取り組みを引き続き推進するとともに、必要な機械・設備等の開発・導入に向けた支援を講ずること。
- ② 資源循環や土づくり、化学肥料の削減等を強力に推進するため、堆肥を中心とした多様な国内未利用資源活用に対する支援を講ずること。
- ③ 環境に配慮して生産された農畜産物を消費者が選択しやすいよう、生産現場の取り組みの適切な見える化等をすすめるとともに、学校給食など公共施設等での利用も含め、適正な価格での積極的な活用をはかること。

<品目・環境分野別の基本的取り組み（JAグループ環境調和型農業取り組み方針（令和6年3月決定）より抜粋）>

	化学肥料削減	化学農薬削減	温室効果ガス削減	プラスチック削減
水稻 ①土壌診断に基づく適正施肥によるリン酸・カリの減肥を進める。 ②土壌の生産性向上等の観点から堆肥等の国内資源を活用した施肥・土づくりを行う。	【品目特有の視点】局所施肥など効率的な施肥法や、物理性分析を踏まえた土壌の物理性改良について検討。	IPM(総合防除)を実践するにあたり、 ①「予防」のための耕種的防除及び圃場環境づくりと、 ②「判断」のための予察・周知の仕組みづくりを行う。	【品目特有の視点】 ①「秋耕」+「中干し延長」を基本に 取り組み、②これらの実践が難しい・有効でない産地においてはこれらに代替的な施策を実施。	【品目特有の視点】 直ちにできる流出防止策(浅水代かき・自然落水、水尻回収など)を検討。
園芸 ①土壌診断に基づく適正施肥によるリン酸・カリの減肥を進める。 ②土壌の生産性向上等の観点から堆肥等の国内資源を活用した施肥・土づくりを行う。	【品目特有の視点】 局所施肥など効率的な施肥法や、物理性分析を踏まえた土壌の物理性改良について検討。	【品目特有の視点】 施設園芸・施設果樹を中心に代替的な耕種的防除を検討。	※当面は有力な施策の研究状況等を注視する。	【品目特有の視点】 施設園芸・施設果樹における燃料分野での対策を検討。
果樹 ①土壌診断に基づく適正施肥によるリン酸・カリの減肥を進める。 ②土壌の生産性向上等の観点から堆肥等の国内資源を活用した施肥・土づくりを行う。	【品目特有の視点】 特に新規の造園に際して、事前の土壌分析を徹底。	【品目特有の視点】 施設園芸・施設果樹を中心に代替的な耕種的防除を検討。	※当面は有力な施策の研究状況等を注視する。	【品目特有の視点】 施設園芸・施設果樹における燃料分野での対策を検討。
畜産 ①土壌診断に基づく適正施肥によるリン酸・カリの減肥を進める。 ②土壌の生産性向上等の観点から堆肥等の国内資源を活用した施肥・土づくりを行う。	堆肥活用 堆肥の供給を具体的に検討・実践するための協議の場を設定。	環境調和型農業で生産された飼料の活用 ・国産飼料：国産飼料の活用を具体的に検討・実践するための協議の場を設定。 ・自家生産：飼料生産で環境調和型農業に取り組む。	調整飼料対策 【畜種特有の視点】 畜種ごとに優先的な取り組みを検討。	アニマルウェルフェア 総合的な病傷害対策の観点から取り組みを検討。

JAグループは、農業分野における環境負荷の低減に向けて、主に**化学肥料・化学農薬・温室効果ガス・プラスチックの削減**を設定

多様な地域実態に応じた取り組みを進めるにあたって生じるコストやリスクを軽減するための支援が必要！

(6) 日本型直接支払の見直し等

- ① 日本型直接支払(環境保全型農業直接支払、中山間地域等直接支払、多面的機能支払)については、令和7年度からの次期対策に向けた見直しにおいて、環境負荷の低減に向けた取り組みをはじめ、中山間地域における農業の振興と共同活動の促進、多面的機能の発揮のため、施策を抜本的に拡充すること。

＜環境保全型農業直接支払交付金 令和7年度の制度見直しに向けた検討事項＞

(1) 交付金の効果的な運用に向けた見直し

先進的な環境負荷低減への移行期の取り組みを重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討。

(2) 申請者の負担軽減に向けた対応

令和4年度よりeMAFFで申請可能。その改善と認知拡大を検討。

(3) トレードオフ解消に向けた対応

各取組のトレードオフ解消に向けた対応を検討。

例：冬季湛水⇔メタンガス発生

⇒春の一時落水

堆肥施用⇔養分過剰や地下水等水質負荷等

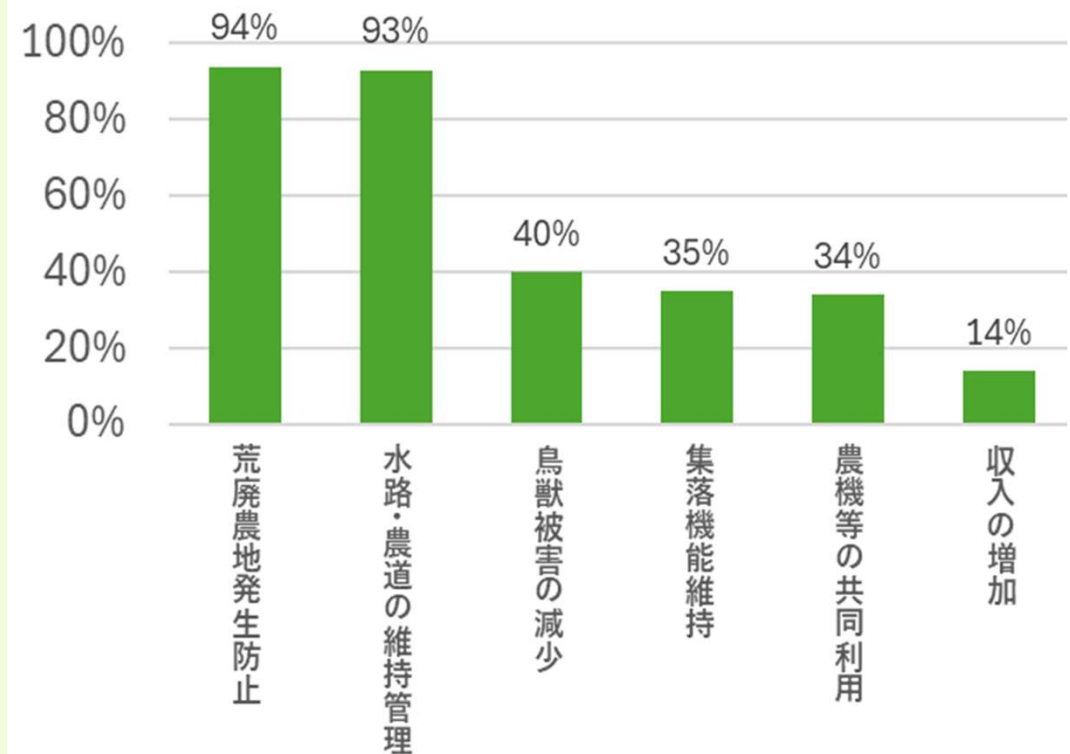
⇒土壌診断

(4) 地域特認取組から全国共通取組への移行

地域特認取組のうち、高い環境保全効果があり、かつ全国的に拡大が見込めるなどの取組について、全国共通取組への移行を検討。

※炭の投入、総合防除、化学肥料・農薬不使用栽培などが検討中

＜中山間地域等直接支払制度の主な効果＞

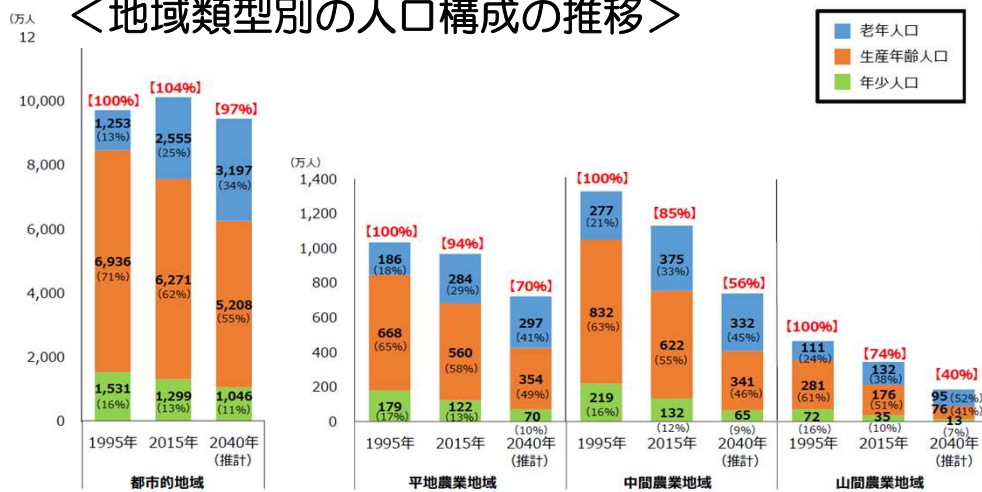


様々な効果を有する日本型直接支払制度について、その重要性にかんがみ、抜本的な拡充が必要！

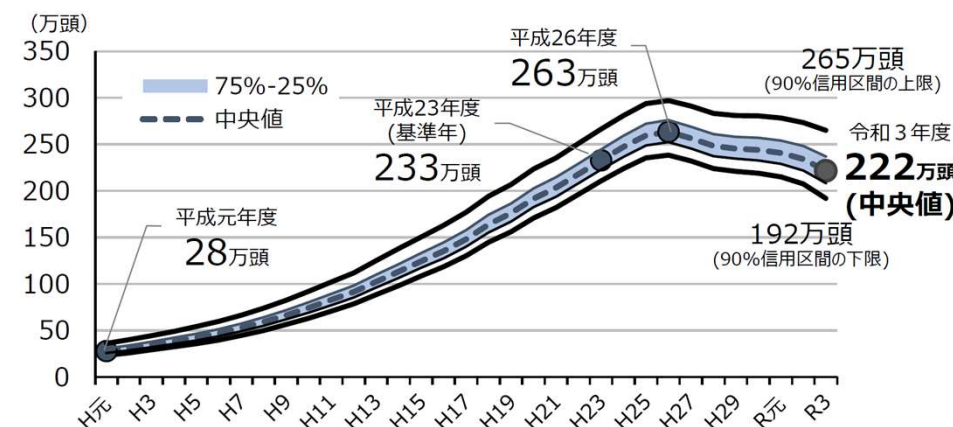
(7) 農村の活性化・鳥獣害対策

- ① 人口減少社会の中でも地域社会が維持できるよう、地域の暮らしを支える移動購買車の取り組みや農村RMOの育成・活動促進等の取り組みを具体化、拡充すること。
- ② 農村の活性化に向けては、基本法に新たに位置づけられる農福連携等、新事業の創出等の雇用や所得を確保する取り組みを支援するとともに、農泊や都市からの移住推進等、農村関係人口の増大に向けた施策を拡充すること。
- ③ 基本法に新たに位置づけられる鳥獣害対策については、都道府県・市町村の体制強化をはかるとともに、広域捕獲の促進やICT等の活用等による捕獲強化、侵入防止柵の効果的な設置、効果的な捕獲等を促進する専門家の育成等、鳥獣被害防止総合対策交付金を拡充すること。

〈地域類型別の人口構成の推移〉



〈シカ推計個体数〉



【出典】「全国の二ホンジカ及びイナシの個体数推計等の結果について（令和4年度）」（環境省）

【移動購買車】



**地域社会が維持・活性化
できる取り組みを効果的
に実施していく必要！**

【農福連携】



**シカ等、全国的な鳥獣被害の減少に向け、体
制強化も含めて鳥獣被害防止総合対策交付金
の拡充が必要！**

(農村の振興)

第六条 農村については、〈中略〉、**農村の人口の減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持**され、〈中略〉、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(障害者等の農業に関する活動の環境整備) 第四十六条

(鳥獣害の対策) 第四十八条

(8) 都市農業の振興、(9) スマート農業技術の導入支援

- ① 都市農業振興基本法の理念をふまえ、都市農業の果たす多様な機能が将来にわたって発揮されるよう、都市農業の振興および都市農地の保全に向けた支援を講ずること。
- ② スマート農業技術の活用促進に資するハード及びソフト両面での技術開発や環境整備、必要な機械・設備等の導入にあたっての支援を継続すること。また、多様なスマート農業技術を活用するサービス事業者に対する支援を講ずること。
- ③ 生産者が導入したスマート農業技術の効果を十分に引き出す観点から、スマート農業技術に適した生産方式への転換や食品等事業者による新たな流通・販売等方式の導入に対する支援を講ずること。

<都市農業の多様な役割>



<スマート農業の活用促進に向けた主な課題>

- スマート農業技術の効果を最大化できる生産方式等への転換
- 高額な導入コストやランニングコスト
- 実用化の難易度が高い分野での技術開発
- 通信環境や操作支援等の環境整備
- スマート農機等を活用できる人材の育成

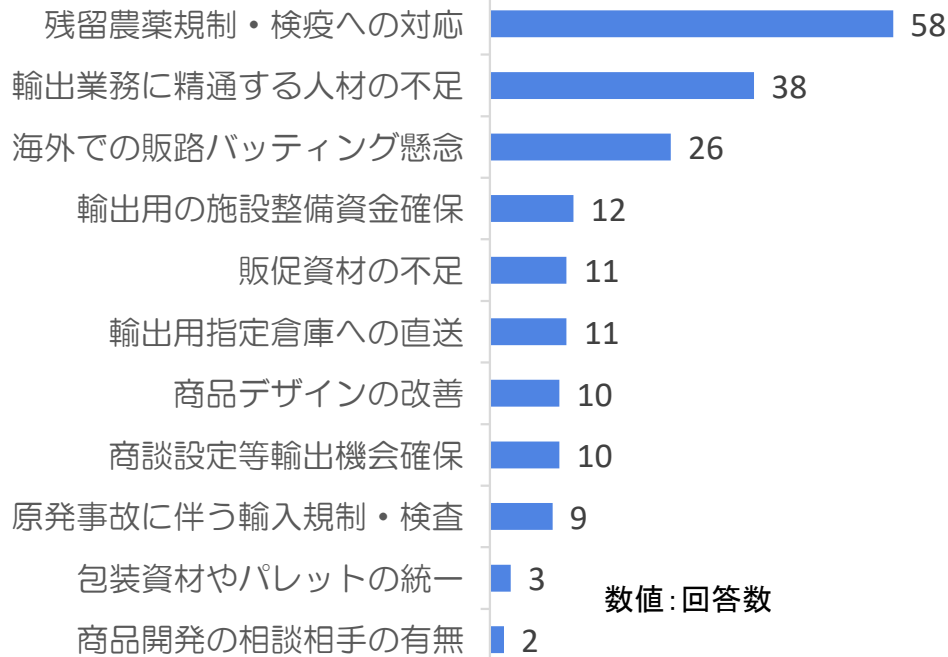
開発が必要な分野や領域を明確化した上での機械等の供給促進や、スマート農業技術の活用に合わせて生産・流通・販売方式の見直しに向けた支援が必要！



(10) 国内生産基盤の強化と農業所得の向上に資する輸出拡大の推進

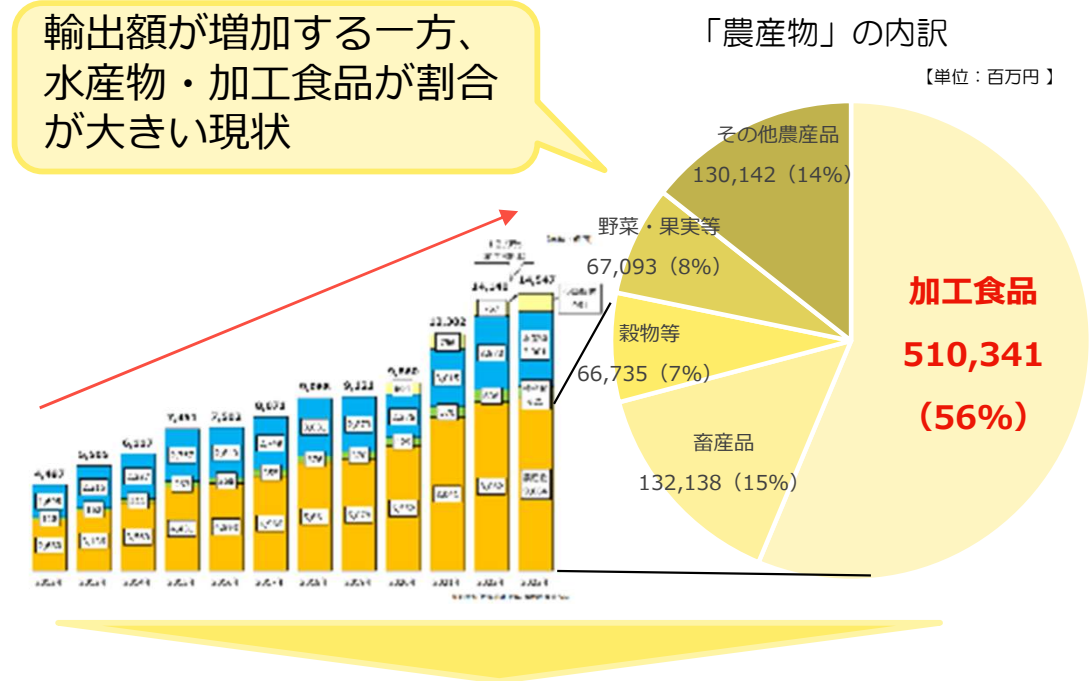
① 農畜産物の輸出の促進に向けては、改正基本法に基づき、輸出先国の規制緩和に向けた対応や、輸出産地形成に向けた栽培体制の転換や人材育成、輸出先国での体制整備、知的財産保護等、生産基盤の維持・強化および農業所得の向上に向けて、JA・県連・全国連が連携して取り組めるよう、支援を拡充すること。

＜輸出に取り組む上でのJAが抱える課題＞



※令和5年度実施輸出産地づくりに向けた産地取組み意向等アンケート結果
(回答JA件数272件(全農県本部、中央会、複数拠点含む))

＜農林水産物・食品 輸出額の推移と輸出農産物の内訳＞



輸出に意向がある産地に対して、課題を解決し後押しする支援が必要！

生産基盤の維持・強化および農業所得の向上に資するような輸出拡大の取り組みが必要！

(食料安全保障の確保)

第二条 4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、**国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。**

(農産物の輸出の促進)

第二十二條 国は、**農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農産物の輸出を促進**するため、(中略) 必要な施策を講ずるものとする。

5. 関係団体の後押し

① JA等関係団体が、基本法において食料安全保障の確保を始めとした 基本理念の実現に重要な役割を果たしていると位置づけられたことを踏まえ、その活動への支援を拡充すること。また、団体間の相互理解や連携を後押しする施策を講ずること。

<第30回JA全国大会議案で掲げるJAグループの取組戦略>

JAグループ取組戦略	I 食料・農業戦略	<ul style="list-style-type: none"> ▶食料安全保障の強化に向けた農業生産基盤の維持・拡大 ▶持続可能な農業に向けた営農活動 ▶担い手へのさらなる総合性の発揮
	II 暮らし・地域活性化戦略	<ul style="list-style-type: none"> ▶活動と事業の好循環による組合員の豊かな暮らしの実現 ▶地域社会の活性化・地域共生社会の実現
	III 組織基盤強化戦略 (JA仲間づくり戦略)	<ul style="list-style-type: none"> ▶組合員の願いの把握とそれに基づく対応方針の策定・実践 ▶組合員のつながり強化と新たな仲間づくり ▶女性・青年の活躍推進 ▶組合員の学びの場・リーダー育成
	IV 経営基盤強化戦略	<ul style="list-style-type: none"> ▶持続可能な経営基盤確立のための経営戦略高度化 ▶働きやすく、支えあう職場づくり (帰属意識の向上、人材確保・育成) ▶ガバナンス・内部統制高度化
	V 広報戦略	<ul style="list-style-type: none"> ▶情報発信による農業・JAグループに対する理解醸成 (国消国産、JAファン、国際協同組合年) ▶組織内広報 (インナー広報) による役職員・組合員の理解促進 ▶経営課題解決に向けた広報戦略にもとづく戦略的な情報発信

国



自主的な努力を支援
団体相互の連携を促進



地方公共団体

(団体の努力)

第十二条 食料、農業及び農村に関する団体は、その行う農業者、食品産業の事業者、地域住民又は消費者のための活動が、**基本理念の実現に重要な役割を果たす**ものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする

(農業者等の努力の支援)

第十三条 **国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び食品産業の事業者並びに食料、農業及び農村に関する団体がする自主的な努力を支援する**ことを旨とするものとする。

(団体の相互連携及び再編整備)

第五十一条 **国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体について、相互の連携を促進**するとともに、効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする

参考:令和6年の主な政治日程およびJAグループ取り組みスケジュール(想定)

主な政治日程		JAグループ
3月		7日 全中理事会(政策提案素案)
4月	食料・農業・農村基本法等の国会提出・審議	4日 全中理事会
5月		9日 政策提案の決定(全中理事会) 10日 <<令和6年度食料・農業・地域政策推進全国大会>>
6月	骨太方針、成長戦略、規制改革実施計画? 通常国会閉会	6日 税制改正要望骨子の決定 品目別対策の基本的考え方の決定(全中理事会)
7月		18日 予算要望の決定(全中理事会)
8月	末 来年度予算概算要求・税制改正要望	9日 全中総会・理事会
9月		5日 全中理事会
10月	次期食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討	3日 税制改正要望の決定 品目別政策提案の骨子の決定(全中理事会)
11月		18日 第30回JA全国大会 重点要請等の組織討議?
		7日 品目別政策提案の決定(全中理事会) ※重点要請の決定? 補正予算に係る要望決定? 中旬 <<基本農政確立全国大会>>
12月	甘味資源・畜産物価格決定 補正予算? 予算編成・税制改正	5日 全中理事会
【7年】		9日 全中理事会
1月		6日 全中理事会
2月		6日 全中理事会
3月	次期食料・農業・農村基本計画の決定?	6日 全中理事会